

事 務 連 絡  
平 成 2 5 年 6 月 5 日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産ぜんまいのアセトクロール)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成25年5月8日付け食安輸発0508第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、中国産ぜんまい及びその加工品については、アセトクロールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成25年6月3日現在のアセトクロールに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 新日本検定協会
- (2) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (3) 一般財団法人 マイコトキシン検査協会
- (4) 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所